

平成 28 年度 第 1 回 今治市子ども・子育て会議

施設選定部会

平成 28 年 6 月 28 日（火）午後 4 時～5 時
今治市役所第 1 別館 10 階 101 会議室

【会 次 第】

- 1 健康福祉部長挨拶
- 2 平成 29 年度幼保連携型認定こども園整備助成事業募集要領について（資料 1）
- 3 平成 29 年度病児保育施設整備助成事業募集要領について
(資料 2)
- 4 質疑応答

平成29年度幼保連携型認定こども園整備助成事業 募集要領

1 募集の概要

(1) 募集の趣旨

教育保育提供体制の計画的な整備を目的に、平成29年度に今治市保育所等整備事業費補助金（仮称）を受けて、幼保連携型認定こども園を整備しようとする事業者を募集します。

(2) 整備内容

対象施設	設置主体	対象事業	対象地域	選定施設数
幼保連携型認定こども園（ <u>2号・3号認定の利用定員が100名程度必要</u> ）を整備し、平成30年4月1日までに認可を受ける見込みの施設	学校法人 社会福祉法人	幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園機能部分及び保育所機能部分の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等	北郷中学校区域	1施設

(3) 補助金

今治市保育所等整備事業費補助金（仮称）

① 幼稚園機能部分 認定こども園施設整備交付金

保育所機能部分 愛媛県子育て支援緊急対策事業費補助金

② 土地の買収又は整地に関する費用や職員の宿舎に関する費用は対象外です。

(※参考：平成27年度の交付金制度による補助試算額)

整備区分	定員規模	補助基準額 (対象事業費)	負担割合
保育所機能創設 幼稚園機能増築	71人～100人	145,200千円	国1/2、市1/4（予定）、 事業者1/4
	101人～130人	174,800千円	
	131人～160人	202,000千円	

※この場合の補助基準額は、本体工事費のみに係るものであり、設計料、解体工事費、仮施設整備費が含まれておりません。

※上記額はあくまで参考です。

(4) 設置基準

「愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年10月17日 愛媛県条例第45号）等に適合していること。

2 応募要件

(1) 応募事業者の資格

- ・現に市内で認定こども園、幼稚園、保育所を運営する学校法人、社会福祉法人であること。

- ・平成30年4月1日までに幼保連携型認定こども園の認可を受ける見込みがあること。
- ・幼保連携型認定こども園の利用定員を設定する際に、2号・3号認定の利用定員を100名程度設定すること。

(2) 建設用地

- ① 都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。なお、その内容は、【様式6-1】に詳細に記入すること。
- ② 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。または、その権利の抹消が確実であること（ただし、福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団からの借り入れのみの場合を除く）。
- ③ 建設用地が貸与の場合、幼保連携型認定こども園の認可を受けるまでに事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定登記を行うこと。また現時点で貸与の場合は土地賃貸借契約書を提出すること。

土地を今後、売買（賃借）により取得する場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買（賃借）が確実であることが証明できればよい。その場合、募集で選定されなかった場合は契約が無効である旨を明記した「土地売買（賃貸借）確約書」等を添付すること。

(3) 建築等にかかる関係法規等を満たす計画であること

- ① 建築基準法、消防法、その他建築等にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式6-1】に詳細に記入すること。
- ② この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式6-1】に詳細に記入すること。
- ③ この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式6-1】に詳細に記入すること。

3 応募の手続等

平成28年7月4日（月）～平成28年8月4日（木）までに

『事前申込書』を提出し、

平成28年7月4日（月）～平成28年10月4日（火）までに

『事業計画書』を提出してください。(ただし、土、日曜日、祝日は除く)

- ① 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
- ② 提出場所 今治市保育課 企画係 (市役所第1別館4階)
- ③ 提出方法 応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ持参すること。
(郵送及びFAXによるものは受け付けません。)
- ④ 提出書類、提出部数

<事前申込書> 1部

事前申込書【様式1】、用地総括表(事前申込用)【様式2】、位置図(様式2に添付)、関係機関との協議状況書【様式6-1】

<事業計画書> 正本(原本)1部・副本(正本の写し)5部

別紙「幼保連携型認定こども園整備事業計画書 提出書類一覧表」のとおり

- 左側に穴をあけ、A4縦のファイルに綴じ(副本はファイル不要で紐綴じのみで結構です。)、目次及び項目ごとにインデックスを付けてください。
- 各書類は、証明類等既定のものを除き、原則としてA4版とすること。
ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで提出してください。
- 契約関係書類など正本に原本の写しを提出する場合には、原本証明をしてください。

(例)

この写しは原本と相違ありません。
平成 年 月 日
学校法人 ○○○○学園
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

4 審査

- (1) 応募者から提出された計画を、「今治市子ども子育て会議 施設選定部会」において審査し、補助対象候補者として整備法人を決定します。
- (2) 審査結果は、市ホームページに掲載し、応募者には文書で通知します。
- (3) 審査の結果により、提案について適当でないと判断した場合は、整備法人の決定をしないことがあります。

5 募集要領等に関する質問及び回答

本募集要領等の内容に関する質問及び回答は、原則として次のとおりとします。

(1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質問書(別紙1)を保育課企画係宛にFAX又は電子メールにて提出してください。その際、担当者氏名等をもれなく記載するとともに電話連絡をお願いいたします。回答書は後日送付します。

(2) 質問受付期間

平成28年7月4日(月)～平成28年9月16日(金)勤務時間内
(ただし、土、日曜日、祝日は除く)

(3) 電子メールアドレス等

電子メールアドレス hoiku@imabari-city.jp

(4) 質問及び回答の公開

質問の中で応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を応募者（説明会参加者）全員にお知らせします。

6 無効及び失格となる場合

- (1) 募集要領に適合しない場合
- (2) 整備計画書に虚偽の記載があった場合
- (3) 整備計画書の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 整備法人決定後、施設設置予定地に変更が生じた場合
- (5) 整備法人決定後、事業主体となる法人に変更が生じた場合
- (6) 整備法人決定後、整備計画に大幅な変更が生じた場合
- (7) 建設予定地が他の応募事業者と重複した場合
- (8) 整備法人決定後、建設に係る開発・建築規制、新設法人の認可その他法令等により施設整備が認められない場合
- (9) 今治市子ども子育て会議 施設選定部会等のヒアリングに出席しない場合
- (10) その他不正行為等があった場合

7 応募に当たっての留意点

- (1) 平成29年度今治市一般会計予算が成立しない場合は、整備法人の決定は無効となります。
- (2) 応募件数は1法人1施設（園）とします。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は原則として認めません。
- (5) 今治市子ども子育て会議 施設選定部会において確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングを行うことがあります。
- (6) 提出された書類は、返却いたしません。また、今治市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (7) 整備法人決定後の建設工事契約は、市の予算成立後（加えて、福祉医療機構等からの借入を予定している場合は、機構等から受理通知が届いた後）、市の補助金交付決定を経た上で、市が行う公共工事に準じた競争入札実施後になります。補助金を受けて施設整備する場合、競争入札の公告等についても本市の予算（平成29年当初予算）成立後、市の交付決定を受けるまでは行うことが出来ません。
- (8) 応募に当たっては、提案する整備計画が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (9) 同一の者が複数の法人の代表者を兼ねている場合は、1法人のみの応募とします。
- (10) 事前申込書又は事業計画書を提出後に辞退する場合は、速やかに理由を記載した辞退届（別紙2）を提出してください。

8 地域住民への説明について

- (1) 事業運営のために地域住民等との連携が必要であるため、建設等工事実施について工事予定地の隣接者、町内会、土地改良区等から事前に了承を得るよう努めてください。
- (2) 工事予定地の隣接者（公図上の土地地権者。道路や水路を隔てた地権者も含む。）及びその他の工事予定地の地域住民（町内会・土地改良区等）については工事内容等について説明を行い、その説明経過の報告書と同意書を頂けた場合にはその同意書を提出してください。
- (3) 地域住民等への説明は、「今治市の幼保連携型認定こども園整備助成事業者の募集に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではなく、応募して整備法人として選定されなければ事業化されない」という前提をよく説明し、誤解のないよう十分注意して行ってください。
- (4) 地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるのではなく、施設建設や事業が円滑に実施できるように、地域住民等の理解と協力が得られる状態であることが重要です。

9 日程

募集及び選定のスケジュールは次のとおりとします。

平成28年7月4日(月)	説明会開催
平成28年7月4日(月) ～平成28年8月4日(木)	事前申込書の提出期間
平成28年7月4日(月) ～平成28年10月4日(火)	事業計画書の提出期間
平成28年 10月下旬頃	今治市子ども子育て会議施設選定部会でプレゼンテーションを実施して選定 (必要に応じ別途法人ヒアリングを実施)
平成28年 11月中を予定	事業者の決定・通知・公表

担当課

今治市健康福祉部 保育課 企画係

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

電話：0898-36-1524

FAX：0898-34-1145

e-Mail：hoiku@imabari-city.jp

審査項目および着眼点

項目		着眼点	配点 ウエイト
建設予定地に関する事 こと	1	環境 ○騒音、大気汚染、振動、日照等の環境はどうか ○建設予定地周辺の建物・工場・構造物・道路・河川等から見た保育環境はどうか ○児童の健康に悪影響を及ぼす恐れのある施設が周囲に存在しないか	5
	2	土地の確保状況 ○用地の権利関係及び当該権利の取得原因が客観的検証資料等で十分に確認でき、建設用地の確保が確実なものであるか ○借地の場合にあつては、事業の存続に必要な期間の使用が可能であること及び賃借料は、法人の安定性の確保が図れる水準であることが書類等で十分に確認できるかどうか ○今後土地を売買（賃借）にて取得し建設する場合、用地確保の時期が明らかであるかどうか、必要な時期までに確保できることが確認できるかどうか	クリアできなければ失格
	3	土地の状況 ○整備に必要な面積を有するとともに、防災上の適切な広さ等を有しているかどうか ○非常時に児童が多方向へ避難できるかどうか ○児童送迎用車両が、安全に駐停車できるスペースが確保できるかどうか	5
	4	土地の用途 ○埋蔵文化財の包蔵地内でないか、試掘検査済みであるかどうか ○急傾斜、土砂災害等危険箇所、洪水多発地域ではないかどうか	クリアできなければ失格
	5	接続道路 ○通園の利便性・安全性の観点から、道路状況、交通事情等に問題がないかどうか、工事用及び運営用車両の進入に十分な道路が確保されているかどうか	5
	6	地元との連携 ○施設建設予定地の土地所有者、隣接土地所有者及び地元住民等からの協力が得られるかどうか	5
	7	都市計画用途等 ○都市計画用途、都市計画法、建築基準法（用途地域）、宅地造成等規制法等の規則等違反がなくクリアされているか、又はその見込があるかどうか	クリアする見込みがなければ失格
	8	給水の状況 ○上水道の給水区域内であるかどうか ○給水が確保できるかどうか	クリアできなければ失格
	9	施設整備の効果 ○子ども・子育て支援事業計画による地区別の保育需要確保について効果的かどうか	5

項目		着 眼 点	配点 ウエイト
施設の 整備計画 に関する こと	10	構造 ○施設全体の耐震性はあるかどうか ○耐火建物であるかどうか ○乳幼児の避難に適した構造であるかどうか ○日照、換気、採光に配慮した建物であるかどうか ○関係法令、通知等に照らし、広さ等は充分あるかどうか ○バリアフリーに配慮された建築物であるかどうか	10
	11	基準及び設備状況 ○建築基準法等各種規制がクリアされているかどうか ○適切な排水処理設備がなされているかどうか ○節水型機器や雨水貯留施設（タンク）を設置しているかどうか ○警備会社等への直通する非常通報システムが設置されているかどうか ○温度管理のための空調設備が設置されているかどうか ○給食を安全に提供できる衛生設備があるかどうか	10
	12	仮設園舎 (移転改築の場合を除く) ○仮設園舎用地の確保が確実であること ○土地利用について、規制法令等により支障がないこと ○立地条件（防災面からみて安全が確保できていること・保護者の送迎に問題が無いこと） ○各居室及び園庭の必要面積を満たしていること ○関係法規（建築基準法、愛媛県幼保連携型認定こども園設備運営基準等）の基準を満たしていること ○日照、騒音、換気及び採光等に十分配慮されていること	
	13	施設整備後の利用定員について ○増改築等により、2号・3号認定の利用定員が確保されているか。 ○施設整備後の年齢別定員内訳について地域の保育需要を勘案したものかどうか	10
	14	計画 ○整備計画が適正で、妥当であるかどうか ○整備の規模、費用等の計画が適切であるかどうか	5
法人	15	資金計画 ○施設整備や運営資金の確保について適切であり、健全かつ安定した事業運営が認められるかどうか ○資金計画等について、その内容が適切であるかどうか	10
	16	運営方針 ○教育・保育理念や基本方針が明文化された教育・保育の目標があるかどうか ○地域や認定こども園の特性を考慮した教育・保育課程が作成されているかどうか ○子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるような環境をつくり出すことに、独自の発想があり熱意がうかがえるかどうか ○子どもの安全確保にどのように取り組んでいるか	5

項目		着 眼 点	配点 ウエイト	
保育に関する こと	17	職員（保育教諭） の確保	○どのような方針（方法）で職員の確保を実施していく 予定なのか	15
	18	保育事業への取 り組み	○子育て環境整備を総合的に推進するための、保育事業に対 する構想を持っているかどうか ○一時預かり事業（一般型）、長時間延長保育など独自の特 別保育を予定しているかどうか ○特別保育事業の拡大が今後、ハード・ソフト両面で可能で あるかどうか ○乳児保育事業を積極的に実施するかどうか	20
	19	情報提供・意見 反映	○保護者や地域住民の理解を得るため、情報の提供がで きる手段をどのように計画しているか ○保護者や地域住民の意見が反映できる体制をどのよう に計画しているか	5
	20	地域との連携	○利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域 に開かれた地域福祉の推進拠点としての機能に配慮し たものであるかどうか ○特色ある地域活動事業を積極的に実施する計画がある かどうか ○地域団体と連携した体制、取り組みに配慮しているか どうか	5
認可	21	幼保連携型認定 こども園の認可 見込	○平成29年度中に幼保連携型認定こども園の認可を受 ける見込みがあるかどうか	10
全 般	22	応募者の取組姿 勢	○選定委員との質疑応答を含めて誠意ある取組ができて いるかどうか	20
合計点数		(内訳) 建設予定地に関すること 25点 施設の整備計画に関すること 35点 法人 10点 保育に関すること 50点 認可 10点 全般 20点 合計 150点	150	

平成29年度病児保育施設整備助成事業募集要領

1 募集の概要

(1) 募集の趣旨

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があり、こうした保育需要に対応するため、今治市病児保育施設整備事業費補助金（仮称）を受けて、病児保育施設の新築等を実施しようとする事業者を募集します。

(2) 整備内容

対象施設	設置主体	対象地域	選定施設数
児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業で、 <u>病児対応型</u> を実施する施設	市内で病院、診療所を運営する者	市内全域	2施設

(3) 補助金

今治市病児保育施設整備事業費補助金（仮称）

○対象事業 病児保育事業を実施するための病院・診療所の新築、改築、増築、増改築、改修及び病児保育施設の新築

(4) 設置基準

平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」等に適合していること。

2 応募要件

(1) 応募事業者の資格

- ・現に市内で病院、診療所を運営している者であること。
- ・平成30年4月1日から病児保育事業を実施する予定であること。

(2) 建設用地

- ① 都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。なお、その内容は、【様式4】に詳細に記入すること。
- ② 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。または、その権利の抹消が確実であること。**【別敷地で施設整備する場合に限る（自己所有済み除く）。】**
- ③ 建設用地が貸与の場合、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定登記を行うこと。**【別敷地で施設整備する場合に限る（自己所有済み除く）。】**

別敷地で施設整備する場合で、土地を今後、売買（賃借）により取得する場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買（賃借）が確実であることが証明できればよい。その場合、公募で選定されなかった場合は契約が無効である旨を明記した「土地売買（賃貸借）確約書」等を添付すること。

(3) 建築等にかかる関係法規等を満たす計画であること

①建築基準法、消防法、その他建築等にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式4】に詳細に記入すること。

3 応募の手続等

平成28年7月4日（月）～平成28年8月4日（木）までに

『事前申込書』を提出し、

平成28年7月4日（月）～平成28年10月4日（火）までに

『事業計画書』を提出してください。（ただし、土、日曜日、祝日は除く）

- ① 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
- ② 提出場所 今治市保育課 企画係（市役所第1別館4階）
- ③ 提出方法 応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ持参すること。
（郵送及びFAXによるものは受け付けません。）
- ④ 提出書類、提出部数

＜事前申込書＞ 1部

事前申込書【様式1】、用地総括表（事前申込用）【様式2】、位置図（様式2に添付）、関係機関との協議状況書【様式4】

＜事業計画書＞ 正本（原本）1部・副本（正本の写し）5部

別紙「病児保育施設整備事業計画書 提出書類一覧表」のとおり

- 左側に穴をあけ、A4縦のファイルに綴じ（副本はファイル不要で紐綴じのみで結構です。）、目次及び項目ごとにインデックスを付けてください。
- 各書類は、証明類等既定のものを除き、原則としてA4版とすること。
ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで提出してください。
- 契約関係書類など正本に原本の写しを提出する場合には、原本証明をしてください。

(例)

この写しは原本と相違ありません。

平成 年 月 日

医療法人 ○○会

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

4 審査

- (1) 応募者から提出された計画の審査を、「今治市子ども子育て会議 施設選定部会」において審査し、補助対象候補者として整備事業者を決定します。
- (2) 審査結果は、市ホームページに掲載し、応募者には文書で通知します。
- (3) 審査の結果により、提案について適当でないと判断した場合は、整備事業者の決

定をしないことがあります。

5 募集要領等に関する質問及び回答

本募集要領等の内容に関する質問及び回答は、原則として次のとおりとします。

(1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質問書（別紙1）を保育課企画係宛にFAX又は電子メールにて提出してください。その際、担当者氏名等をもれなく記載するとともに電話連絡をお願いいたします。回答書は後日送付します。

(2) 質問受付期間

平成28年7月4日（月）～平成28年9月16日（金）

（ただし、土、日曜日、祝日は除く）

(3) 電子メールアドレス等

電子メールアドレス hoiku@imabari-city.jp

FAX番号 0898-34-1145

(4) 質問及び回答の公開

質問の中で応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を応募者（説明会参加者）全員にお知らせします。

6 無効及び失格となる場合

- (1) 募集要領に適合しない場合
- (2) 整備計画書に虚偽の記載があった場合
- (3) 整備計画書の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 整備事業者決定後、施設設置予定地に変更が生じた場合
- (5) 整備事業者決定後、事業主体となる事業者に変更が生じた場合
- (6) 整備事業者決定後、整備計画に大幅な変更が生じた場合
- (7) 建設予定地が他の応募事業者と重複した場合
- (8) 整備事業者決定後、建設に係る開発・建築規制、その他法令等により施設整備が認められない場合
- (9) 今治市子ども子育て会議 施設選定部会等のヒアリングに出席しない場合
- (10) その他不正行為等があった場合

7 応募に当たっての留意点

- (1) 平成29年度今治市一般会計予算が成立しない場合は、整備事業者の決定は無効となります。
- (2) 応募件数は1事業者1施設とします。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は原則として認めません。
- (5) 今治市子ども子育て会議 施設選定部会において確認が必要とされた場合、追加

資料の提出を求めたり、ヒアリングを行うことがあります。

- (6) 提出された書類は、返却いたしません。また、今治市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (7) 整備事業者決定後の建設工事契約は、市の予算成立後（加えて、福祉医療機構等からの借入を予定している場合は、機構等から受理通知が届いた後、新たに法人を設立する場合は、法人認可された後。）、市の補助金交付決定を経た上で、市が行う公共工事に準じた競争入札実施後になります。補助金を受けて施設整備する場合、競争入札の公告等についても本市の予算（平成29年当初予算）成立後、市の交付決定を受けるまでは行うことが出来ません。
- (8) 応募に当たっては、提案する整備計画が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (9) 事前申込書又は事業計画書提出後に辞退する場合は、速やかに理由を記載した辞退届出（別紙2）を提出してください。

8 日程

募集及び選定のスケジュールは次のとおりとします。

平成28年7月4日(月) ～平成28年8月4日(木)	事前申込書の提出期間
平成28年7月4日(月) ～平成28年10月4日(火)	事業計画書の提出期間
平成28年 10月下旬頃	今治市子ども子育て会議施設選定部会 (必要に応じヒアリングを実施)
平成28年 11月中を予定	事業者の決定・通知・公表

担当課

今治市健康福祉部 保育課 企画係
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
電 話：0898-36-1524
F A X：0898-34-1145
e-Mail：hoiku@imabari-city.jp

審査項目及び着眼点

項目		着眼点	配点ウエイト
建設予定地及び整備計画に関すること	1	環境 ○騒音、大気汚染、振動、日照等の環境はどうか ○建設予定地周辺の建物・工場・構造物・道路・河川等から見た病児保育環境はどうか ○児童の健康に悪影響を及ぼす恐れのある施設が周囲に存在しないか	5
	2	土地の確保状況 【別敷地で施設整備する場合(自己所有済み除く)】 ○用地の権利関係及び当該権利の取得原因が客観的検証資料等で十分に確認でき、建設用地の確保が確実なものであるか ○用地確保の時期が明らかであるかどうか、必要な時期までに確保できることが確認できるかどうか ○借地の場合にあつては、事業の存続に必要な期間の使用が可能であること及び賃借料は、事業者の安定性の確保が図れる水準であることが書類等で十分に確認できるかどうか	確保できる見込みがなければ失格
	3	土地の用途 【別敷地で施設整備する場合のみ】 ○埋蔵文化財の包蔵地内でないか、試掘検査済みであるかどうか ○急傾斜、土砂災害等危険個所ではないかどうか	クリアできなければ失格
	4	都市計画用途等 ○都市計画用途、都市計画法、建築基準法(用途地域)、宅地造成等規制法等の規則等違反がなくクリアされているか、又はその見込があるかどうか	5
	5	施設整備の効果 ○子ども・子育て支援事業計画による病児保育需要確保について効果的かどうか	5
	6	基準及び設備状況 ○建築基準法等各種規制がクリアされているかどうか ○温度管理のための空調設備が設置されているかどうか ○給食を安全に提供できる衛生設備があるかどうか	5
	7	計画 ○整備計画が適正で、妥当であるかどうか ○整備の規模、費用等の計画が適切であるかどうか	5
資金計画	8	資金計画 ○施設整備や運営資金の確保について適切であり、健全かつ安定した事業運営が認められるかどうか ○資金計画等について、その内容が適切であるかどうか	5

項 目		着 眼 点	配 点 ウ エ イ ト
病 児 保 育 に 関 す る こ と	9	事業実施基準 ○子ども子育て支援金実施要綱 病児保育事業実施 要綱 6 実施要件が遵守されているかどうか	10
	10	運営方針 ○事業実施の考え方について	10
合計点数		内訳) 建設予定地及び整備計画に関すること 25 資金計画 5 病児保育に関すること 20 合計 50	50